平成２５年（フ）第２２号
奈良県生駒郡平群町春日丘２丁目16番20号
債務者　河本　正美
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５２１号
大分県由布市挾間町朴木1573番地１
債務者　鶴岡　礼子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５号
青森県弘前市大字千年４丁目６番地62
債務者　木村　直樹
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２３号
盛岡市中堤町15番19号
債務者　工藤　優子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５１号
盛岡市向中野１丁目３番16号　コーポ山田２－Ｂ号、旧住所盛岡市東安庭１丁目13番15号　イステイトＢ―102号
債務者　佐々木伸行
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２０８号
名古屋市昭和区鶴舞３丁目16番28号　アサカ鶴舞ビル２－Ｄ号
債務者　伊東　正行
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０３号
大阪府豊中市上津島３丁目１番30号
債務者　佐々木眞由美
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０号
神戸市東灘区御影塚町２丁目11番８―204号、従前の住所三重県名張市富貴ヶ丘６番町262番地
債務者　澤　　愛梨
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１号
神戸市中央区八幡通３丁目１番23―1002号、従前の住所神戸市垂水区美山台１丁目２番35―１号
債務者　永野　義忠
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８４号
神戸市長田区萩乃町２丁目３番12号、従前の住所神戸市須磨区横尾４丁目１番地　13号棟109号
債務者　奈須　京子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９１号
神戸市垂水区舞子台３丁目12番１―412号
債務者　北口　　進
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１１号
神戸市東灘区深江本町２丁目５番22号　大黒マンション３階
債務者　川口　敏明
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７１号
愛知県清須市一場1519番地　サント・バンビーナ101
債務者　安田早智世
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２９７号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地１　36号棟210号室
債務者　小泉美也子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９９６号
大阪市住吉区苅田９丁目14番28―705号、前住所大阪市住吉区南住吉１丁目４番12―602号
債務者　吉原有希子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７９３号
大阪市東住吉区湯里２丁目13番２号　ＭＩＹＯＳＨＩ　ＭＡ－１　202号、前住所大阪市東住吉区湯里１丁目４番14号　レオパレス21りんごの木101号
債務者　本村　文男
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９４号
大阪府箕面市如意谷２丁目３番76―２Ｇ号
債務者　渡邊　　綾
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部